

令和8年10月2日
保健医療局

医薬品成分を含有する製品の発見について

都では、いわゆる健康食品による健康被害発生の未然防止のため、都内で販売される製品について、表示等の調査や成分検査を行っています。

今般、都において調査を行ったところ、下記製品に医薬品成分である「ゲンノショウコ（地上部）」を含有していることがわかりました。

いわゆる健康食品において医薬品成分を含有するものは医薬品とみなされ、厚生労働大臣の承認を受けることなく製造販売されたものを販売・授与等することは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）で禁止されています。

なお、これまでに当該品による健康被害発生の報告は受けていません。

【製品概要】

製品表示内容（抜粋）	商品名	ゲンノショウコ（徳島県産）150g
	原材料名	未記載
	製造・発売元	（株）自然薬方研究所（薬方堂） 茨城県竜ヶ崎市松葉5－10－3
	賞味期限	9.5.10
形状		植物片
含有成分		ゲンノショウコ（地上部）
備考		ゲンノショウコは、その地上部が専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リストに記載されている。

【違反の事実】

医薬品医療機器等法第55条第2項（無承認医薬品の販売・授与等の禁止）

【試験実施機関】

東京都健康安全研究センター

【都の対応】

- 製品を製造・発売した事業者を所管する茨城県へ通報しました。
- 製品の販売店舗（世田谷区）に販売中止及び自主回収を指示しました。
- 東京都公式ホームページに製品名等を掲載し、摂取による危険性等を都民に周知します。
- 関係団体へ注意喚起のため情報提供しました。

都民の皆様へ

当該製品の摂取により健康被害を受ける可能性が否定できませんので、当該製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止してください。

また、健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

【現品写真】（現品は薬務課で保管しています。）

「ゲンノショウコ（徳島県産）150g」



参 考

ゲンノショウコはフウロソウ科の植物で、その地上部が、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に記載されています。

ゲンノショウコの地上部は、整腸等を目的として医薬品に配合されています。

【問合せ先】

保健医療局健康安全部薬務課

電話：03-5320-4512（ダイヤルイン）